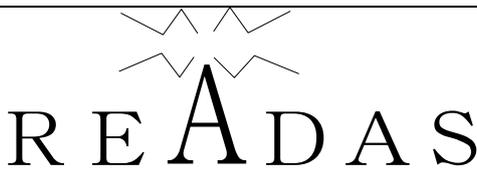


第 5400 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 2月 3日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 事業を相続で引き継いだ場合の消費税の納税義務

Q：相続で被相続人の事業を引き継いだ場合の消費税の納税義務はどのように判定するのですか？

A：次のように判定します。

【解説】

免税事業者である相続人が相続により被相続人の事業を承継した場合、納税義務は次のとおりとなります。

【相続があった年】

①相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円を超える場合は、相続があった日の翌日からその年の12月31日までの間の納税義務は免除されません。

②相続があった年の基準期間における被相続人の課税売上高が1,000万円以下である場合は、相続があった年の納税義務が免除されます。ただし、相続人が課税事業者を選択しているときは納税義務は免除されません。

【相続があった年の翌年又は翌々年】

①相続があった年の翌年又は翌々年の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1,000万円を超える場合は、相続があった年の翌年又は翌々年の納税義務は免除されません。

②相続があった年の翌年又は翌々年の基準期間における被相続人の課税売上高と相続人の課税売上高との合計額が1,000万円以下である場合は、納税義務が免除されます。ただし、相続人が課税事業者を選択しているときは納税義務は免除されません。

